

Vergide Gündem

Tax Agenda

Aralık / December 2015

“Bankacılık ve sigortacılık” özel sayısı

Contents

1. 支払準備金の不明確性
2. ヘッジファンドに適用される税法規
3. 外国の売掛金の割引から発生する可能性のある税負担
4. 銀行及び保険会社の譲渡・相続税の納税義務
5. 金融取引税としての財源使用税

1. 支払準備金の不明確性

支払準備金とは何か

財務庁 (Undersecretariat of Treasury) が2007年8月7日付官報に公告すると同時に発効した「保険及び再保険ならびに退職年金会社の技術的準備金ならびにその準備金の投資対象資産に関する規則」において、「支払準備金 (outstanding claims reserve)」が定められています。同規則第7条によれば、保険会社は、すでに支払義務が発生し金額が確定しているが、過年度もしくは当年度にまだ支払われていない保険金について、または当該金額を算定できない場合は、既発生未報告損害 (IBNR) について、支払準備金を積み立てなければなりません。

支払準備金を積み立てる理由

支払準備金は、会計の基本概念に含まれる周期性 (periodicity) 及び慎重性 (caution) の概念に起因して積み立てられます。

これらの概念は、財政当局も一般原則として受け入れています。

支払準備金 (請求準備金及びIBNR) は、短期的に以下の目的のために積み立てられます。

- ▶ 保険会社による当期利益の正確な決定
- ▶ 保険会社が引き受けたリスク (事故、火災等) が顕在化した場合、当該リスクに係る保険会社による保障の履行

IBNRが分配可能利益に与える影響

IBNRや技術的準備金は一般に、保険会社の貸借対照表に悪影響を与えます。保険会社は積み立てられた技術的準備金に起因する費用を計上します。

言うまでもなく、課税標準は計上された費用から影響を受けますが、積み立てられた準備金は保険会社の貸借対照表に存在しているため、その影響は時間的差異から発生します。換言すれば、準備金は不要となった時点で振り戻されます。振り戻された金額は収益として計上され、課税対象となります。

準備金を積み立てた場合、保険会社は株主に資金を移転できなくなります。むしろ、保険会社は積み立てた準備金のために損失を被り、その結果、利益分配能力を失います。それらの会社は、財務庁の自己資本比率(capital sufficiency ratio)の適用を受けるため、株主は損失の結果として会社に資本を投入します。

別の重要な事柄は、すべての保険会社が独立した監査を受け、保険監督委員会(Insurance Supervisory Board)と財務庁の監督下にあること、及び積み立てた準備金がすべての機関によって監督されていることです。

IBNRに関する財務庁の旧規則と新規則

保険会社が積み立てるべき技術的準備金は、保険法(Insurance Law)のセクション「財政の充当(Fiscal Application)」第16条「技術的準備金」に定められています。同条によれば、保険会社及び再保険会社は、保険契約から発生する負債について同条に明記された原則に従い十分な準備金を積み立てなければなりません。

支払備金については、同条は次のように定めています。「支払備金とは、すでに登録されているが支払われていない保険金及びすでに発生しているが登録されていない保険金見積額、ならびにそれらの保険金に関して発生した費用に係る準備金、及びそれらの金額が不十分な場合に備えて財務庁が充分性に関して決定した原則の枠組み内で積み立てられた追加準備金」をいう。

財務庁は2007年10月18日付官報に「保険及び再保険ならびに退職年金会社の技術的準備金に関する規則」を公示しました。これまで同規則に対して様々な改正が加えられてきましたが、同規則第7条1項は、保険会社は既発生未報告の保険金について支払備金を積み立てなければならないと定めています。

また同規則は次のように定めています。

-「既発生未報告の保険金額は、財務庁がその内容及び適用原則を決定する保険数理的チェーンラダー法又は財務庁が決定するその他の算定方法により算定するものとする」(同条3項)

「財務庁は、支店ベース又は会社ベースで適用される既発生未報告の保険金額の算定方法を決定することができる(保険数理的チェーンラダー法)。保険会社は、財務諸表の脚注において、各支店について使用した既発生未報告の保険金の算定方法を説明するものとする」(同条4項)

これらすべての規定の結果として、財務庁は「保険数理的チェーンラダー法に関する通達(Circular on the Actuarial Chain Ladder Method)」第2010/12号を公示しました。同通達により、財務庁は、AZMM法(保険数理的チェーンラダー法)が一般的にIBNRの算定で使用される、ある種のIBNRとAZMMの対応づけを行いました。詳細にはあまり踏み込みませんでした。この新通達が2015年1月1日に発効するまでに、様々な通達により上記通達第2010/12号の適用が改訂されましたが、その本質は変更されませんでした。

「保険数理的チェーンラダー法に関する通達」第2010/12号の重要な論点は以下のように要約できます。

- ▶ 支払備金は5つの異なる方法で算定するものとする。
- ▶ 算定に使用される5つの方法とは、標準的チェーンラダー、損害／保険料、ケープコッド、頻度／強度、ミュンヘン・チェーンラダーの各方法である。
- ▶ 財務庁は、保険監督システムを通じて、使用する方法を記載する標準的なファイルと説明書を保険会社に送付して、関連期間中に記入することを求める。
- ▶ 保険会社は、個々の支店について5つの方法の中から自社の算定方法を選択する権利を与えられる。
- ▶ 選択した方法は3年間変更できない。

一方、2014年12月5日には「支払備金に関する通達(Circular on Outstanding Claims Reserves)」(第2014/16号)が公示され、2015年1月1日に発効しました。同通達は、上記の通達第2010/12号を含め、それに先立つ他の通達すべてを廃止しました。同通達の規定の要約は以下の通りです。

- ▶ 使用するデータの抽出及びIBNRの算定は、保険会社のアクチュアリーが支店ごとに行うものとする。
- ▶ AZMMの算定は、標準的チェーンラダー、損害／保険料、ケープコッド、頻度／強度、ミュンヘン・チェーンラダーもしくはボンヒュッター・ファーガソンの各方法、または別の方法を用いて行うことができる。
- ▶ 算定の結果として得られた金額を、すでに発生し金額が確定した支払備金と比較して、その差額をIBNRとする。

EYトルコの見解によれば、財務庁の規定が意味するところは、保険会社が算定に適任と判断したアクチュアリーを任命することを認めるとともに、すべての保険会社が単一のテンプレートを適用して準備金を算定するのではなく、制限を弱めて、方法に関する様々な選択肢を保険会社に提供することによって、技術的準備金の正確な算定が確保される、ということです。



IBNRの税効果

法人税法(Corporate Tax Law)第8条「損金算入可能な費用」によれば、事業利益として計算される企業利益の算定に際して、貸借対照表日現在で有効な保険契約に関連する技術的準備金は、保険会社及び再保険会社の収益に損金算入できると定められています。

同法第8/1-e条は次のように定めています。「未払損害・請求準備金(outstanding damage and claims reserves)は、すでに発生し金額が確定している損害・請求額、またはこの算定がなされていない場合は、損害・請求及びそれに関連するすべての費用の見積価額で発生した未報告の損害・請求額から再保険会社の負担分を差し引いた残余额のほか、関連費用、及び保有分に対応する支払準備金の充分性に係る差額から構成される」

この問題は、法人税一般声明(Corporate Tax General Communique)シリーズ第1号のセクション8.6「保険会社及び再保険会社によって積み立てられる技術的準備金」で次のように説明されています。「貸借対照表日現在で有効な保険契約に関連する、以下の保険会社及び再保険会社の技術的準備金は、上記の算定及び条件を考慮した上で企業利益に損金算入することができる」

関連するセクションにおいて、IBNRに関して次のような説明がなされています。「一方、2007年6月3日付保険法(第5684号)第16条に基づいて技術的準備金が改訂されている。保険法令に従って算定される既発生未報告の損害・請求額、及び保有分に対応する支払準備金の充分性に係る差額も、未払損害・請求準備金の範囲内で損金算入することができる。保険数理的チェーンラダー法を用いて未払損害・請求準備金を算定する際は、個々の支店について現状を最も適切に反映する方法を決定すべきである。この方法は、財務庁の承諾のない限り3年間変更することができず、またマイナスの結果となる支店の金額は、その全額を計算に算入すべきである。このように計算された未払損害・請求準備金は、2012年度の課税期間において費用として損金算入することができる。かかる計算において、納税者が現状を最も適切に反映する方法を選択しなかったと決定された場合、必要な賦課を適用するものとする」

新通達に伴う課税の変更の有無

以上から明らかなように、財政当局は2012年に、財務庁通達第2010/12号により技術的準備金の規定に関する措置を講じ、2012年時点でAZMM法に従って算定されたIBNRの損金算入を認めました。こうした適用の法的根拠は、未報告の損害準備金、すなわちIBNRは費用として計上すべきであると定めた法人税法の規定にあります。

しかしながら、財政当局は、その時点の財務庁通達(通達第2010/12号)に基づき、状況を最も適切に反映する方法の変更を3年間禁止することに関して、法人税一般コミュニケにおいて極めて詳細な説明を行っています。

この法人税一般コミュニケの説明は、従前の通達におけるIBNRの積立方法に基づいてなされています。このこととの関連で、従前の通達、したがって法人税一般コミュニケに従って算定されたIBNRを費用として処理することが可能でした。

言うまでもなく、新通達はIBNRの積立方法の変更を導入したことから、この関係は成り立たなくなりました。したがって、新通達の適用対象として算定されるIBNRの費用化に関する明確性はもはや存在しないように思われます。新通達では、一定の重要な概念が変更され、新しい方法が定められ、財務庁の算定においてアクチュアリーに重要な職務が割り当てられました。

しかしながら、それぞれ税務上、法的、経済的及び社会的観点からこの問題を考慮した場合、EYトルコは以下の理由により、上記の明瞭性が依然として維持されており、新通達の適用対象として算定されるIBNR額は費用として処理されるべきであると考えています。

- ▶ 法人税法第8条1項e-1号において、未報告の損害準備金(IBNR)は費用として計上できると定めている。
- ▶ 声明において、保険法令に従って算定される既発生未報告の損害・請求額、及び保有分に対応する支払備金の充分性に係る差額は、未払損害・請求準備金として損金算入することができる、と定められている。
- ▶ 技術的準備金の税効果は時間的差異のみの問題である。
- ▶ 未払損害、IBNR及び類似の技術的準備金の定義ならびに算定方法は、保険業界の規制当局である財務庁によって決定される。
- ▶ かかる準備金は保険会社の自由裁量に委ねられてはいない上、保険会社は、独立の監査、保険監督委員会及び財務庁など、第三者及び機関の監督下にある。
- ▶ 技術的準備金を積み立てる目的は、保険会社が金融負債を履行するための原資を作り出すことにあり、この取引を課税対象取引として取り扱うことは、いかなる社会的目的にも貢献しないであろう。
- ▶ 立法者は、従前の規則によってかかる課税目的を達成することを目指してはいないと宣言した。

しかしながら、財政当局が、今後発生する可能性のある多様な評価、及び生じ得る論争(これまでにすでに解決済みの)を防ぐために一定の規定を導入することは有益であると思われま。さもないと、保険会社が多様な適用を行った場合、いずれにせよ曖昧性や問題が発生するでしょう。EYトルコは、従来の適用のように、規定が通達を参照し、その結果、通達が改正されると曖昧性が発生する、といった形ではなく、一般的に課税事象と非課税事象を示すダイナミックな規定を導入することを提言します。



2. ヘッジファンドに適用される税法規

I. はじめに

トルコが国内におけるヘッジファンドの設立を認めようとする基本的な動機は、EU加盟までの期間に国内ファンド業界のサービスの質と多様性の向上を図ること、及びサービスの質の向上と並行して、投資家のリスク・リターンへの期待に沿った投資ツールを提供できるようにするとともに、投資家基盤を拡大することの2つです。この目的のために、ヘッジファンドは、その付属定款に定める限度及び戦略の枠内で、空売り、クレジット商品、レバレッジ及びデリバティブなど、より複雑なポートフォリオ運用手法を使用することを認められています。この点に関し、ヘッジファンドへの関心が日々高まっており、それに伴い、設立されるヘッジファンドの数も増大しています。

資本市場委員会(Capital Market Board)の「投資ファンドの原則に関する声明(Communique on the Principles for Investment Funds)」第III-52.1号の第6条は、アンブレラ投資ファンドの種類を挙げています。同条によれば、適格投資家にのみ持分を売却できるファンドが「アンブレラ・ヘッジファンド」と呼ばれます。

トルコの税法規には、ヘッジファンドに対する課税及びヘッジファンドから生み出される所得に対する課税に関する具体的な規定が設けられていません。ファンドが投資できる金融商品を考慮すると、それらのファンドは課税の目的上、証券投資ファンドとして取り扱うべきであるとEYトルコは考えます。

この記事のテーマの主題はヘッジファンド及び投資家が当該ファンドから稼得する所得への課税です。

II. 所得・法人税法の観点に立ったファンドのポートフォリオ運用所得の評価

ヘッジファンドも、資本市場委員会の監督及び規制対象となる投資ファンドの一種であり、法人税課税の目的上、投資ファンドとして取り扱われます。したがって、問題の投資ファンドは法人税納税者であり、ポートフォリオ運用から稼得する所得について法人税申告書を提出しなければなりません。その一方、ヘッジファンドがポートフォリオ運用から稼得する所得はすべて、法人税法第5条(d)項に基づき法人税を免除されているため、当該ファンドは法人税を納付していません。

それらのファンドは当該所得に対し源泉徴収税を適用する義務を負っていますが、2006年7月23日付官報に公示された閣僚会議命令(Council of Ministers Decision)第2006/10731号により源泉徴収税率が0%と定められたため、その所得について源泉徴収税も納付していません。

III. ヘッジファンドの参加証券から稼得される所得への課税

決定 (Decision) 第2010/926号 (1) 項によれば、所得税法 (Income Tax Law) 暫定67条における税率は、トルコの居住者及び非居住者である自然人及び法人が締結した、持分証券 (share certificate) 又は株価指数に基づくデリバティブ契約、ならびにイスタンブール証券取引所で取引される仲介金融機関のワラントを含む持分証券 (証券投資信託の持分証券を除きます) に関連して稼得した所得については、0%が適用されます。

同決定 (2) 項によれば、(1) 項に定めるもの以外のキャピタルゲインについては上記税率として10%が適用されます。ただし、有価証券などの資本市場の金融商品からインカム及びキャピタルゲインを獲得すること、ならびにそれらに関連する権利を行使することのみを目的として業務を行う納税者のうち、財務庁が、資本市場法 (Capital Market Code) に基づいて設立された投資ファンド及び投資信託に類似していると決定した者が稼得する所得を除きます。

2012年5月18日付官報に公示された閣僚会議命令第2012/3141号によれば、株式集中型ファンドの参加証券 (participation certificate) から稼得したキャピタルゲインも、所得税法暫定67条に基づき0%の源泉徴収税が適用されるキャピタルゲインに含まれます。

所得税法暫定67条7項には、自然人は、源泉徴収税の課税対象となる上記キャピタルゲインについて年次申告書又は個別申告書を提出することはできず、それらの所得は他の所得のために提出する年次申告書に含めることができないと定められています。

このこととの関連で、トルコの居住者及び非居住者である自然人が上記ファンドの参加証券から2015年に稼得した所得には、10%の源泉徴収税が課税されます。問題の納税者は、この所得について別個に納税申告書を提出する必要はありません。

ジョイント・ストック・カンパニー及び有限責任会社が上記の証券投資ファンドの参加証券から2015年に稼得した所得には、0%の源泉徴収税が適用されます。他方、上記以外のトルコ居住法人が稼得した所得には、10%の源泉徴収税が課税されます。企業納税者はこの所得を企業利益に合算しなければなりません。納付した源泉徴収税があれば、算定された法人税と相殺されます。

有限責任会社及びジョイント・ストック・カンパニーの地位にある外国法人、資本市場委員会の監督及び規制対象となるファンドに類似した外国ファンド、ならびに有価証券などの資本市場の金融商品からインカム及びキャピタルゲインを獲得すること、ならびにそれらに関連する権利を行使することのみを目的として業務を行う納税者のうち、財務庁が、資本市場法に基づいて設立された投資ファンド及び投資信託に類似していると決定した者 (有限責任パートナーシップ、カントリーファンド、機関及び団体ファンドならびに投資機関など、すべての外国の機関投資家) には、2015年に上記投資ファンドの参加証券から稼得した所得について0%の源泉徴収税が適用されます。

この税率は、上記以外の非居住法人に対しては10%が適用されます。源泉徴収税は最終課税 (final tax) と認められているため、この所得について別個に納税申告書を提出する必要はありません。

他方、すべての種類の投資家について、ポートフォリオの80%がイスタンブール証券取引所で取引される株式 (市場性のある証券投資信託の株式を除きます) で構成される持分証券集中型ファンドの参加証券から稼得される所得には、0%の源泉徴収税が適用されます。

3. 外国の売掛金の割引から発生する可能性のある税負担

I. はじめに

この記事では、トルコの居住企業が、一定の割引の見返りとして売掛金を非居住銀行、ファクタリング会社又はグループ内企業に譲渡する場合に発生することのある納税義務を取り上げます。

II. 外国居住企業が稼得した利益への課税

売掛金が手形の形を取っており、その手形を割引くことにより非居住企業に売掛金を譲渡できる場合、この割引は、所得税法第75条2項(10)号の規定に従い、譲受人である非居住企業にとって有価証券から発生した所得として取り扱うべきものであると考えられます。その結果、10%の源泉徴収税が課税されます。この源泉徴収税は、売掛金を取得する企業が銀行もしくは金融機関又は普通会社のいずれであっても適用されます。

他方、売掛金が手形の形を取っていない場合であっても、非居住企業にとって割引は売掛金から発生する利息として取り扱うべきものと考えられます。弊社の見解によれば、閣僚会議命令第2009/14593号第5/1-c条に従い、非居住企業が銀行、ファクタリング会社又は金融機関のいずれであるかにかかわらず、非居住企業が売掛金の割引から稼得した所得には10%の源泉徴収税が課税されることとなります。

売掛金の取得企業が銀行又は金融機関であるという理由により、閣僚会議命令第2009/14593号第5/1-a条に基づき0%の源泉徴収税が適用されると主張するためには、その取引が貸借取引として取り扱われ、割引が貸付利息に該当する必要があります。しかしながら、割引を通じた売掛金の譲渡は、源泉徴収税の課税という点に関して貸借取引としては受け入れられず、この割引は、源泉徴収税の課税という点に関して売掛金から発生したその他利息として取り扱われます。したがって、売掛金の取得企業が銀行又は金融機関であるという事実は、0%の源泉徴収税率が適用される条件として十分ではありません。

III. 取引のVAT上の取り扱い

トルコの居住企業の売掛金が非居住企業に割引いて譲渡される場合、トルコの居住企業がこの割引についてリバースチャージVATを計算するか否かという問題は、譲受人の地位に従って評価すべきです。売掛金の取得企業が、トルコにおけるBITT(銀行・保険取引税)の納税者に類似した地位に基づいて事業を営んでいる企業(銀行、金融機関、ファクタリング会社等)の場合、割引についてリバースチャージVATを計算する必要はないと考えられます。他方、売掛金を取得する非居住企業が、トルコにおけるBITTの納税者に類似した地位に基づいて事業を営んでいる企業でない場合(例えば、持株会社)、割引額の18%相当のバースチャージVATを計算しなければなりません。

IV. 取引の印紙税上の取り扱い

印紙税法に付帯する付表(1)のセクション「I - 契約関連書類」第A/1項によれば、一定の金額を含む契約書、誓約書及び譲渡証書には0.948%の印紙税が課されます。

したがって、トルコの居住企業がその売掛金を非居住企業に譲渡するために当該非居住企業と共に契約書に署名する場合、当該契約における譲渡対象の売掛金について0.948%の印紙税を算定する必要があります。

一方、下述の特定の事例においては印紙税に関する取り扱いが異なる可能性があります。

A. 海外における契約の締結

トルコの居住企業の売掛金を非居住企業に譲渡するために海外で発行された証書について印紙税の課税を回避しようとするならば、トルコのいかなる当局にも契約書を提出せず、契約書をいかなる譲渡の対象にもせず、承認取引又はその条項によりトルコで便益が生じないようにする必要があります。しかしながら、今問題にしている売掛金はトルコのものであることから、売掛金の譲渡に関して締結された契約の条項によりトルコで便益が生じないと抗弁することは極めて困難であると考えられます。したがって、EYトルコは、売掛金の譲渡に関する契約書が海外で署名されたとしても、印紙税が課されると考えます。

B. 割引かれる売掛金が輸出に関係している場合

印紙税法追加第2条によれば、外貨が発生する取引のために発行された証書は印紙税を免除されます。

「印紙税の適用及び外貨発生活動における料金免除に関する声明第1号」のセクション「3. 外貨発生活動に関連する適用免除の対象範囲」によれば、外貨発生活動の対象は輸出及び同声明に一覧表示されたその他の外貨発生活動で構成されています。そして、輸出業者の輸出から発生する売掛金の譲渡も輸出取引の1つとして挙げられています。

この枠組みにおいて、トルコの居住者である輸出業者から非居住企業への輸出から発生する売掛金の譲渡のために締結される契約は、印紙税法追加第2条に基づき印紙税を免除されることが考えられます。

C. 譲受人が非居住銀行の場合

印紙税法に付帯する付表(2)は印紙税を免除される証書を一覧表示しています。同付表のセクションIV「商務及び民事に関連する証書」第23条によれば、銀行、外国金融機関及び国際機関によって供与される貸付の取得及び返済に関連して発行される証書、ならびにそれらの証書に付される注釈(貸付の利用を除きます)は、印紙税を免除されます。

この免税の適用に関する印紙税通達第4号によれば、「貸付」という用語の定義には、銀行法により貸付とみなされる現金貸付のほか、保証状 (guarantee letter)、保証証書 (warranty)、保証書 (bill of guarantee)、裏書及び引受など、現金以外の貸付も含まれます。

銀行法第5411号第4条(r)項には、銀行が他の法律の規定に抵触しないで営むことのできる活動の中に、「ファクタリング及びフォーフェイティング (forfeiting) 取引」が挙げられています。同条(c)項には別の活動として、「現金又は現金以外のいずれであるかを問わず一切の種類の貸付の供与」が記載されています。

同条における説明を踏まえると、ファクタリング取引は銀行法において貸付とみなされる取引の中に挙げられていません。上記規定の対象となるベンダーへのファイナンスについてはいかなる規則も存在しないものの、BRSA (銀行規制監督庁)の2010年12月30日付決定第3986号によれば、単一の購入者の複数のサプライヤーが発行したインボイスから発生する売掛金が、銀行と売手間で締結された契約及び購入者と銀行間の契約締結に従い、購入者の承諾により銀行に譲渡された場合、当該譲渡はファクタリング及びフォーフェイティングとして取り扱われるべきであるとされています。他方、BRSAが2014年末にある銀行宛に発行したレターでは、上記の一連の取引は一体化して捉えられ、法律第5411号に基づく貸付として受け入れられました。

したがって、BRSAの上記レターを踏まえ、ファクタリング契約に基づきトルコの居住企業と非居住銀行間で実行されたファクタリング取引が貸付とみなされるとすれば、印紙税法に付帯する付表(2)のセクションIV第23条に基づき、当該ファクタリング契約は印紙税を免除されると考えられます。しかしながら、この問題は異なる解釈の余地もあることから、疑義を解消するには、銀行がファクタリングの目的で企業の売掛金を取得した場合、この取得は、銀行については現金による貸付の実行の性質を持つこと、及び銀行によって取得される売掛金について締結されたファクタリング契約は、印紙税法に付帯する付表(2)のセクションIV第23条に定める適用免除の対象として非課税扱いとなることを定めた規則を導入することが適切と思われる。

D. 譲受人が非居住ファクタリング会社の場合

印紙税法に付帯する付表(2)は印紙税を免除される証書を一覧表示しています。同付表のセクションIV「商務及び民事に関連する証書」第20条によれば、ファクタリング会社がそのクライアントと締結したファクタリング契約及び当該契約に関連して発行された他の証書は、印紙税を免除されます。適用免除の論理からすれば、この適用免除は非居住ファクタリング会社のファクタリング契約も対象として含むと考えられます。

この枠組みにおいて、トルコの居住企業の売掛金を非居住ファクタリング会社に譲渡するために締結されたファクタリング契約は、印紙税を免除されると考えられます。

V. RUSFに関する取引の評価

売掛金の割引は貸付として取り扱われるべきかという問題は論議的となっており、歳入庁(Revenue Administration)も様々な日付の異なる通達を発売してきました。

しかしながら、多額納税者税務局(Large Taxpayers Tax Administration)が2014年7月10日に発売した通達によれば、国内企業が物品の国内販売から発生する売掛金について発行した為替手形をトルコの居住銀行が割り引くか購入した場合、かかる活動は、トルコの銀行及びファイナンスカンパニーが供与するその他貸付として取り扱われ、0%の財源使用税(Resource Utilization Support Fund: RUSF)が適用されるべきです。また、当該為替手形が非居住銀行又は金融機関によって割り引かれるか購入された場合、かかる活動は、受益者が海外から受ける貸付として取り扱われるべきであり、仲介銀行は、施行されているRUSF控除率でRUSF控除を適用するべきです。このアプローチは、歳入庁が最近発売した税務通達とも整合しています。

したがって、EYトルコの見解によれば、非居住企業による居住企業の売掛金の割引は、歳入庁の現行アプローチに従い、海外から受けた貸付として取り扱われるべきであり、仲介銀行は、施行されているRUSF税率でRUSF控除を適用するべきです。

一方、輸出のファイナンスのためにトルコリラ建て、または外貨建てで供与される貸付、及びトルコの居住者が輸出のファイナンスのために海外から受ける貸付(輸出奨励証明書、再輸出加工許可証及び租税・関税・料金免除証明書ならびに外貨発生サービス及び活動に基づく輸出とみなされる販売及び配送のファイナンスにおいて供与される貸付を含みます)については、1988年5月12日付命令第88/12944号に基づく財源使用税に関する声明第2号に従い、0%のRUSFが適用されることになっています。

この点に関するEYトルコの見解によれば、非居住企業が居住企業の輸出から発生する売掛金を割り引いた場合、これは海外からの貸付の供与として取り扱われることとなりますが、上記規則を考慮すれば0%のRUSFが適用されるべきであると思われる。

VI. 結論

これまで税金の種類別に説明してきたように、トルコの税法規は、居住者の売掛金が海外で割り引かれた場合に発生する可能性のある税負担を明確に定めているとはいえません。個々の税金の種類について取引をどう評価すべきか、及びその結果どんな納税義務が発生するかは、ほとんどの場合、主題ごとに発売される税務通達によって決定されています。したがって、この問題に関する税法規を明確に定める必要があります。

4. 銀行及び保険会社の譲渡・相続税の納税義務

譲渡・相続税法(Transfer and Inheritance Tax Law)第17条によれば、銀行及び保険会社は、譲渡・相続税の課税対象となる取引に起因する金員または約束手形を権利者に提供するためには、税務署が付与した納税証明書を求めなければなりません。いかなる証明書も提出しない権利者に対しては、相続による譲渡については5%、無償譲渡については15%の源泉徴収税を適用した後に残存する金額を権利者に支払うことができます。かかる企業及び組織が源泉徴収税を適用することなく支払を行った場合、源泉徴収して保管しておくべき金額の10%相当の罰金を課されます。

この記事では、譲渡・相続税の課税対象となる銀行及び保険会社による一定の支払／取引が、譲渡・相続税法上どのように取り扱われるかを取り上げます。

A. 譲渡・相続税の課税対象となる銀行及び保険会社による支払／取引

1. 貸金庫の所有者の死亡に伴う法定相続人への支払

貸金庫は、自然人または法人が動産の保管を目的として賃借できるように、銀行支店内の安全性の高い部屋に設置された様々な大きさの箱として定義できます。

貸金庫内の遺言者の資産の譲渡は間違いなく譲渡・相続税の課税対象となります。

この点に関し、相続人が共同利用する貸金庫内の資産の当該相続人への支払／譲渡、または相続人が単独に使用しており、自身が所有していると主張する貸金庫内の資産の当該相続人への支払／譲渡において、論争が生じています。

a. 相続人と遺言者が共同利用する貸金庫内の資産の相続人への支払

依頼があれば、銀行は、複数の人の共同利用を目的として貸金庫を賃貸することができます。

この場合、共同利用者は、一定の状況において自身の動産を独立に当該貸金庫に保管できます。かかる貸金庫の共同利用では、一般に所有比率が定められることはなく、その内容物ごとに所有が定められることはありません。

いずれかの共同利用者が死亡した場合、貸金庫内の資産のうちどれほどが誰に帰属するのか、及びどの資産に譲渡・相続税を課す必要があるのかということが、様々な事案で争われてきました。

トルコ民法(Civil Law)第688条によれば、共有においては、物理的に分割できない財産の場合、その全体が複数の人によって比例的に所有され、特段の定めがない限り、その持分は等しいとみなされるとされています。

したがって、貸金庫内の資産は、その所有比率が不明な場合、利用者の均等保有が認められることになると考えられます。

さらに、他の利用者、すなわち他の相続人に帰属することを証明できる、または当該相続人に法律上帰属することが認められる貸金庫内の資産の譲渡においては、譲渡・相続税は課税されるべきではないとEYトルコは考えています。

また、税務当局は、2013年7月25日付税務通達第46480499-160[2012/1125]-68号及び2007年2月14日付通達第B.07.1.GB.0.60/6000-2392号において、譲渡される資産は、当該相続人に法律上帰属することが証明できるまたは認められる場合、譲渡・相続税の課税対象にはならないとコメントしています。

譲渡される資産が誰に帰属するかを証明できない場合、または貸金庫契約に所有比率に関する規定が定められていない場合、貸金庫内の資産は利用者に均等に帰属することが認められ、それに従い次の措置が講じられるべきです。

最後に、この記事の「当座預金の共同保有者のいずれかが死亡した場合の法定相続人への支払」のセクションに記載された説明は、共同利用される貸金庫にも当てはまることを指摘しておきたいと思います。

b. 相続人が単独で使用する貸金庫内にあり、自身に帰属すると主張する資産の支払／譲渡

貸金庫は共同利用のほか単独で賃借することもできます。

かかる場合、実務上、貸金庫にはその相続人に帰属する資産が入っている可能性があります。

EYトルコは、前セクションにおける説明は、相続人が単独で利用される貸金庫から持ち出した資産にも適用されると考えます。

2. 当座預金の共同保有者の死亡時に法定相続人になされる支払

銀行では、複数の人が集団で開設した口座は共同口座と呼ばれます。その当事者の処分能力の性質は共同口座によって異なるものの、銀行ではほとんどの場合、個別的な処分を認める口座が使用されているのが実状です。

この記事の「はじめに」でも述べたように、相続による譲渡だけでなく無償譲渡も譲渡・相続税が課税されます。

共同口座では、当事者の一人がその口座に移転した資金は他のメンバーが使用できます。このような場合、当該口座を通じて他のメンバーへの譲渡が実行されたといえます。したがって、EYトルコは、かかる移転にも譲渡・相続税が課税されることになると考えます。

3. 定期預金口座保有者の死亡時に法定相続人になされる支払

譲渡・相続税法第11条によれば、この租税の課税対象となる財産の評価日は、相続を通じた譲渡においては遺言書が明らかにされた日、及びその他の形の譲渡においては財産の法的な取得日とされています。

譲渡・相続税法第10条によれば、譲渡・相続税の課税標準は、租税手続法(Tax Procedures Law)に基づいて算定された譲渡財産の価額です。

租税手続法によれば、預金契約に基づく債権は、評価日までに算定された利息と併せて評価されます。

したがって、相続財産には、遺言者の死亡日時時点で同人の口座に含まれる金額及び死亡日までに適用される利息が含まれ、その合計額が譲渡・相続税の課税対象になると考えられます。

実際、歳入庁も、1999年9月15日付税務通達第B.07.0.GEL.0.60/6000-2178/038863号において同様のコメントを行っています。

4. 銀行に預託された債券及び手形の法定相続人への譲渡

譲渡・相続税法第10条によれば、納税者は、同条に定める評価方法を使用して譲渡・相続税の課税対象となる財産を評価した上で、納税申告書にしなければなりません。また、同条に評価方法の定めがない財産については、第1回査定で考慮に入れるために資産評価に関する租税手続法第3条のルールに従ってそれを評価した上で納税申告書に記載しなければなりません。

同条によれば、有価証券は租税手続法第266条の規定に従って評価しなければなりません。そして、租税手続法第266条によれば、額面価額とは、種類の如何を問わず証書及び有価証券に記載された価額をいいます。

さらに、譲渡・相続税法第10条は、当局は、納税申告書の提出日から15日以内に上記ルールに従い、申告された資産への課税額を査定し(第2回査定)、租税手続法に基づいて決定される譲渡財産の価額に従い課税額が確定されます。

こうした情報の枠組みでは、納税者は、証書や債券の額面価額に基づいて譲渡・相続税を申告しなければならず、それが第1回査定の基準として機能します。

第1回査定の後、額面価額に基づいて査定された税額は、租税手続法における資産評価に関連するセクションのルールに従って定められる譲渡資産の価額によって確定され、これが第2回査定の基準として機能します。

租税手続法第3章「資産評価」第294条によれば、有価証券はその市場価格で評価するのに対し、建値表示のない有価証券はその基準価格 (reference price) で評価しなければなりません。

したがって、債券や証書の場合は市場価格に基づいて最終課税額を納付するのに対し、かかる市場価格が存在しない場合は基準価格に基づいて納付することになります。

B. 保険会社が行う譲渡・相続税の課税対象となる支払

1. 累積型及び非累積型保険契約に基づいて支払われる保険金

2007年8月31日に発布された譲渡・相続税通達 (Inheritance and Transfer Tax Circular) 第3号では、累積型及び非累積型生命保険で保険契約者が死亡した場合に受益者に支払われる支払金の譲渡・相続税法上の取り扱いについて説明しています。

同通達によれば、

- ▶ 保険契約の所有者が自然死した場合は、保険会社が相続人又は受益者として定められた第三者に支払う死亡保険金に譲渡・相続税が課税されます。
- ▶ 個人傷害保険に加入している保険契約者が事故死した場合に相続人に支払われる保険金は、保険契約者の死亡に起因する親族の重大な損失及び非金銭的な苦痛を保険契約に基づいて部分的に補償することを目的としていることから、譲渡・相続税の課税対象とはなりません。保険金が第三者に支払われた場合は、金銭的又は非金銭的補償として取り扱うことができないため、譲渡・相続税の課税対象となります。
- ▶ 累積型生命保険の場合、民間年金保険及び生命保険に加入している保険契約者が自然死又は事故死したときは、保険会社が相続人又は受益者として定められた第三者に支払う累積額は、相続財産の一部をなし、譲渡・相続税の課税対象となります。

一方、同通達のセクション「混合型保険契約」によれば、同一の保険契約の中に死亡、就業不能及び類似の危険に対する累積的保障及び危険担保が定められている場合、保険会社からの支払は、非累積型生命保険及び累積型生命保険についてなされた保険金支払に関する同通達の上述の説明の枠組み内で別個に取り扱われるものとされています。

税務当局によれば、保険契約に基づいて保険会社から支払われる保険金を、金銭的又は非金銭的損失の対価として支払われる金額とみなすためには、当該保険金は主に自然死ではなく事故死が原因で相続人に支払われる必要があり、また、第三者に支払われる保険金及び自然死が原因で支払われる保険金は、この範囲内に入るとみなすことはできないと理解されています。この点に関し、保険会社が保険契約に基づいて第三者に支払った、いかなる債務の対価にも該当しない保険金、及び自然死が原因で支払われたすべての保険金には、譲渡・相続税が課税されると結論付けることができます。

さらに、同通達における上述の説明は、累積型保険契約及び混合型保険契約に基づく累積的金額の支払の基礎をなすといえます。

2. 信用生命保険において受益者として定められた銀行への保険金の支払

信用生命保険(credit life insurance)とは、個人借入の借手に死亡又は就業不能が発生した場合に、当該借手の債務の返済を保証する種類の保険として定義できます。この種の保険では通常、貸付を行った金融機関が受益者であり、債務返済後に残高があれば相続人に支払われます。

信用生命保険の範囲内で銀行に対してなされる当該支払に譲渡・相続税が課税されるか否かに関して税務当局が発布した税務通達では、銀行に支払われる当該金額は、実際には受け取った借入金の返済に関連していると説明されています。したがって、当該支払は無償譲渡として取り扱われないため、譲渡・相続税の課税対象となりません。

5. 金融取引税としての財源使用税

財源使用税(Resource utilization support fund: RUSF)は租税(tax)に類似した金融負債であり、主に金融取引に基づき取引ごとに徴収されます。

財源使用税を導入した目的は、開発計画及び年次プログラムにおいて定められる目標に沿って輸出や投資における財源の使用を支援するとともに、銀行の資金がそれらの分野に向かうようにして特殊目的の貸付の与信費用を低減することでした。

与信取引に基づいて徴収されるRUSFは、トルコの予算基金(budgetary fund)及び予算外基金の1つです。現在、そうした基金は大部分が廃止されているものの、RUSFは依然として施行されています。

しかしながら、RUSFの効力は法的な論議の的となっています。それは、「開発計画の目的に沿って貸付を管理するために基金の設立及び廃止を行い、当該基金の財源を貸付に基づき発生する利子から又は別の手段により調達する」、RUSFに係る閣僚会議の権限は、法律第4684号第16/e条により廃止されているからです。

イスタンブール第6行政裁判所で審理された事件番号第2009/2027 E号、第2010/1314 K号の事案の判決文は上記法律の規定に言及して、もはや法的権限に基づく基金の実務は存在しておらず、本来それを受け入れることは立法の手法及び法令(norm)の上下関係の原則に一致しないと判示しました。

こうした論拠に基づき、提訴された取引におけるRUSFの納付は適法ではないとする判決が下されました。

A. 財源使用税の歴史及び基金の控除が適用される貸付

財源使用税は租税に類似した納付であり、銀行が供与する貸付、海外から受ける融資及び与信を伴う輸入に一定税率を課して徴収される基金です。財源使用税は命令(Decree)第88/12944号の枠組みに基づき1988年6月7日に施行されました。

銀行が商業目的で供与する貸付については、2004年7月29日付官報に公示された閣僚会議命令第2004/7633号によりRUSF控除率がゼロとされました。

銀行及びファイナンスカンパニーが海外から受ける融資についても、財源使用税に関する声明第6号に定められた説明によりRUSF控除率が0%とされました。

他方、銀行及びファイナンスカンパニーを除くトルコ居住者が受ける融資は、その満期に応じてRUSFが課税されます(2013年1月2日以降は、2013年1月1日付官報に公示された閣僚会議命令第2012/4116号に依ります)。それによれば、控除率は以下のように要約できます。

貸付の満期	RUSF控除率
平均満期が1年未満	3%
平均満期が1年以上2年未満	1%
平均満期が2年以上3年未満	0.5%
平均満期が3年以上	0%

契約承諾書、後日払い信用状及び商品と代金との引き換えによる決済による支払を伴う輸入には、閣僚会議命令第2011/2304号に基づき6%の控除が適用されます。実際、この規定は銀行が海外から受ける融資を支えています。

他方、RUSFが適用されない取引が、声明第6号第3条において35項目にわたり挙げられています。



B. 財源使用税に関する現在の問題点

1. 2つの異なるアプローチ - 海外からの融資の供与におけるRUSF

上記説明で述べたように、銀行及びファイナンスカンパニーを除くトルコ居住者が海外から受ける融資には、3%の財源使用税の控除が適用されます。

銀行及びファイナンスカンパニーを除くトルコ居住者が海外から受ける外貨建て融資及びゴールド・ローン(受益者取引を除きます)では、融資の平均満期に応じてRUSF控除率が異なります。平均満期が3年以上の融資はRUSFが0%となります。

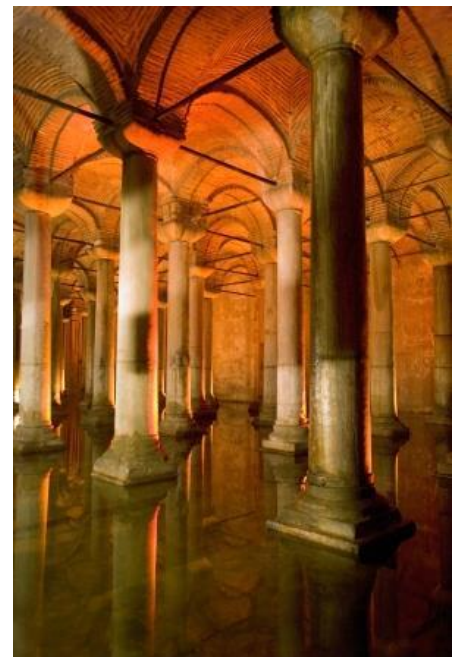
それらの融資の期間が延長された場合のRUSFの適用に関して、歳入庁は、2014年2月13日付レター第17483号において、それらの融資が延長される都度、新規融資として取り扱われるとコメントしました。

歳入庁は、2015年8月12日付レター第77912号においてこのアプローチを変更し、延長の結果、融資の満期が3年未満であるか否かに応じてRUSFが適用されると述べました。

2. 国内から別の融資を受けて満期前に海外からの融資を返済した場合

その後、歳入庁が発布した2015年2月20日付通達第15979号によれば、海外から受けた融資の期間が3年以上であったためRUSF控除対象とならなかったにもかかわらず、その残存債務が、居住銀行から満期3年未満の別の融資を受けて海外の債権者に返済され、その結果、融資全体の満期が3年未満に低下した場合、RUSF控除が適用されることとなります。同通達によれば、引き続きRUSF控除の適用を回避するには、融資の期間が基準に抵触しないようにする、すなわち、平均満期が3年未満に低下しないようにする必要があります。

さらに同税務通達は、契約の他の条件が変更された場合はRUSFを適用する必要はなく、また、海外送金を伴うことなく海外からの融資の債務者又は債権者が変更された場合も、RUSF控除を適用する必要はないと定めています。



C. 当局が発布した現行税務通達に基づくRUSFの適用

歳入庁の上記2015年8月12日付通達は、融資の期間延長に対して追加的なRUSFは適用されないとしている点で望ましいものではあるものの、同通達の「当初融資契約を遵守した延長」という文言は疑義を生み出す可能性があると考えられます。

この点に関し、歳入庁は文書にて追加的な通達を発布することにより、延長の際に利率又は融資額が変更された場合、これを「当初融資契約を遵守した延長」として取り扱うことができるか否かを明確にすべきであるとEYトルコは考えます。

一方、当局の2015年2月20日付税務通達では、海外から受けた融資の期間が3年未満に低下しない場合に限り、当該融資に対するRUSF控除を回避できること、及び他の条件が修正されたとしてもRUSFの適用の必要のないことが示されています。したがって、同通達は、3年という規定が遵守される限り、融資の基本的条件の1つである満期の修正を暗黙のうちに受け入れています。

他方、当局が問題の見解を変更した2014年2月13日付税務通達第17483号及び2015年8月12日付税務通達第77912号を併せて評価すると、貸付市場の規制を目的とする金融取引税としてのRUSFの取り扱い（また、RUSFの施行における経済状態の考慮も）がはっきりと見て取れます。

さらに、RUSFは、様々な日付でなされた改正により、与信取引市場の管理手段となる金融取引税として取り扱われてきましたが、他の租税と異なりいかなる法律によっても規制されていないため、租税法主義 (principle of legality of tax) という点で不備が生じています。

RUSF納付に関する訴訟でイスタンブール第6行政裁判所が下した判決の論拠で示されたように、法律第4684号第16/e条により、法的権限に基づく基金の実務はもはや存在していません。当局が発布した一部の税務通達による、「RUSF」の名称に基づいて実施される課税は、立法の手法及び法令の上下関係の原則に抵触しています。

また、2015年8月12日付税務通達第77912号で示されたように、問題となる融資の期間が延長された場合でも、すでに適用されたRUSF控除は還付されません。

この点に関し、命令第88/12944号が1988年6月7日に施行されて以降、声明、税務通達及び閣僚会議命令などの副次的な法規によって施行されてきたこの基金（租税）は、他のすべての租税がそうであるように、法律の規制を受け、法的根拠に基礎を置くべきです。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームです。監査および保証業務をはじめ、各種財務アドバイザリーサービスを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。